

根 拠 法 令	奈良県太陽光発電施設の設置と維持管理等に関する条例（第5条、第6条）	担当課 担当係	脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係 0742-27-8016
制度の概要	施設区域の面積が五千平方メートルを超える太陽光発電施設の設置（土地の形質の変更を伴うものに限る。）をしようとする者、又は設置規制区域で太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。		
目 的	太陽光発電施設と地域環境が調和するよう、その設置及び維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図り、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。		
対 象 地 域	県内全域		
規 制 内 容	1. 太陽光発電施設とは 太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール、それを支持する架台等）及びその附帯設備（パワーコンディショナーや接続箱等）をいう。なお、建築基準法第二条第一号に規定する建築物に設置されるものは除く。 2. 太陽光発電施設の設置とは 太陽光発電施設を新たに設置すること及び、増設することの両方を含む。また、これらに伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更も含む。 3. 土地の形質の変更とは 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの 三 盛土と切土とを同時にする場合における盛土において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土及び切土を除く） 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの 五 前号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの 4. 設置規制区域とは 一 森林法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域 二 地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域 五 宅地造成及び特定盛土等規制法第十条第一項の宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域（土地の形質の変更を伴う場合に限る。） 六 奈良県砂防指定地等管理条例第二条第一項に規定する砂防指定地の区域		

許可等の基準 (審査基準)	次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続が条例第8条（環境影響の調査）及び第9条（住民等への説明）の規定に違反していないこと。 一 太陽光発電施設の設置により生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障を発生させるおそれがないと認められる基準 ① 施設区域に条例第六条第一号に掲げる区域（同条第二号から第六号までに掲げる区域を除く。）が含まれる場合（条例第五条に規定する太陽光発電施設の設置の場合に限る。）は、当該太陽光発電施設の設置をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域において、土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがないと認められる水準を満たすものとして知事が定める基準に適合していること。 ② 施設区域に条例第六条第四号に掲げる区域が含まれる場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が土砂災害により損壊し、県民の生命又は身体に著しい危害（当該太陽光発電施設の損壊に起因する建築物若しくは工作物の損壊又は避難上の支障によって生ずるものを含む。）が生ずるおそれがないこと。 ③ 太陽光発電施設の設置に起因する反射光等により、当該施設の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。 ④ 太陽電池モジュールを支持する工作物の構造等の安全を確保する措置並びに太陽光発電施設の設置の工事及び維持管理等につき適正な水準を満たすものとして知事が定める基準に適合していること。 二 太陽光発電施設の敷地に関する法律、条例及びこれらに基づく命令の規定に適合することが確認できること。				
手続のフロー図	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1176 914 1240">申 請 者</th><th data-bbox="914 1176 1350 1240">脱炭素・水素社会推進課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1240 914 1742"> 許可申請書 提出 許可通知 </td><td data-bbox="914 1240 1350 1742"> 受 理 ・ 審 査 許 可 </td></tr> </tbody> </table>	申 請 者	脱炭素・水素社会推進課	許可申請書 提出 許可通知	受 理 ・ 審 査 許 可
申 請 者	脱炭素・水素社会推進課				
許可申請書 提出 許可通知	受 理 ・ 審 査 許 可				